

第 2 次
芦屋市文化振興基本計画
【計画案】

平成28年 月

芦 屋 市

目次

第1章 計画の策定にあたって
1 策定の趣旨
2 計画の概要
(1) 基本理念
(2) 基本目標
(3) 市民及び事業者の役割
(4) 市の役割及び責務
(5) 計画期間
3 計画の対象となる文化
4 進行管理
第2章 芦屋市における文化をとりまく現状と課題
1 統計データからみる現状
(1) 総人口・年齢3区分別人口の推移
(2) 将来推計人口の推移
(3) 豊かさに関する世論調査
2 前計画（平成24年度から平成28年度まで）に関する総括
(1) これまでの文化振興基本計画の推進における課題
(2) 第2次芦屋市文化振興基本計画において考慮すべき点
3 ヒアリングからみる現状
(1) ヒアリングでの主な意見
(2) 今後の展望として望む意見のまとめ
4 アンケートからみる現状
(1) 市民アンケート調査結果について
(2) 施設アンケート調査結果について
5 芦屋市における文化に関わる現状と今後重点的に取り組む課題
(1) 文化芸術に関する積極的な情報発信
(2) ライフステージに応じた文化施策の展開
(3) 未来を切り拓く子どもたちへ向けた文化政策
(4) 芦屋文化を生かした戦略的なまちづくり
第3章 計画の基本的な考え方
1 今後5年間の文化政策の方向性（ビジョン）
2 文化政策の展開の基本的な考え方と重点取組項目
3 施策の体系

第4章 全てのライフステージに文化が行き届く文化政策の推進……

- (1) 誰もが文化を身近に楽しめる仕組みづくり ……
- (2) 文化活動を通じた地域のつながりづくり ……
- (3) ユニバーサル社会づくりを目指した生涯学習活動の振興 ……
- (4) 文化ゾーンの活性化、各種施設の有効活用 ……
- (5) 文化芸術を行う団体への支援 ……
- (6) 文化に関する情報発信の強化 ……

第5章 未来を切り拓く子どもたちへ向けた文化政策の推進……

- (1) 豊かな情操を育む体験活動の推進 ……
- (2) 地域社会とのつながりによる文化体験 ……
- (3) 親子に向けた積極的な情報発信 ……

第6章 芦屋文化を生かした戦略的なまちづくり……

- (1) 暮らしに根ざした文化交流のまちづくり ……
- (2) 芦屋らしい良好な住まい・景観づくり ……
- (3) 読書のまちづくりの推進 ……
- (4) 文化を通じたまちの魅力の一体的な発信 ……

参考資料

第1章 計画の策定にあたって

1 策定の趣旨

現代社会は、高度情報化、グローバル化、少子高齢化などが進み、人々の生活様式や価値観は、今後更に多様化していくと考えられます。

こうした中、長い時間をかけて培われてきた文化に精神的なゆとりや豊かさ、生きがい、自己実現などを求めて、人々の関心・期待が高まっています。

文化は、社会的財産であると同時に、創造的な経済活動の源泉でもあり、持続的な経済発展や国際協力円滑化の基盤ともなることから、人々の暮らしにゆとりをもたらす、また、まちの品格を高め、魅力や活力となって、ふるさとの誇りや愛着をはぐくむ礎となります。

国においては、「文化芸術振興基本法（平成13年法律第148号）」や同法に基づく「文化芸術の振興に関する基本的な方針」に、文化芸術を全ての国民が真にゆとりと潤いを実感できる心豊かな生活を実現していく上で不可欠であり、国民全体の社会的財産として位置付け、心豊かな国民生活を実現と、文化芸術立国を目指すことが示されています。

また、国が掲げる「一億総活躍社会の実現」や「地方創生」の重要施策において、文化は、重要な役割を担っています。

本市では、平成18年5月に芦屋市文化行政推進懇話会を設置し、懇話会では重点的に取り組むべき課題中心に議論し、平成20年3月に「芦屋市文化行政推進に対する提言（Ashiya Renaissance）」としてまとめました。

そして、平成22年4月には芦屋市文化基本条例を制定、文化の振興に関する施策を総合的に推進する上で基本的な理念及び施策の基本となる事項を明らかにしました。

「第2次芦屋市文化振興基本計画」（以下、「基本計画」という）は、本市の豊かな文化資源を継承・活用しながら、市民一人一人が身近に文化に触れ、文化活動に参加することで、心の豊かさを真に実感できる暮らしの実現を目指して、本市の文化を見つめなおし、個性豊かで幅広い芦屋文化をまちの魅力として広く発信するため、策定するものです。

2 計画の概要

基本計画は、第4次芦屋市総合計画及び各行政分野の計画と整合性を図りながら、芦屋市文化基本条例第8条に基づく「文化の振興に関する基本的な計画」として、文化施策の方向性を包括的に示すために策定するものです。

対象となる文化の範囲、文化振興推進の基本理念は、本条例に定められており、本章では、基本理念及び基本目標等、計画の概要について記載します。

(1) 基本理念

- 1 文化の担い手である市民一人一人の自主性及び創造性が尊重されなければならない。
- 2 歴史及び風土に培われてきた地域の伝統的な文化が、市民の共通の財産としてはぐくまれ、将来にわたり引き継がれるよう配慮されなければならない。
- 3 文化を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることにかんがみ、市民が等しく文化活動をすることができるような環境の整備が図られなければならない。
- 4 文化の多様性が尊重されるとともに、地域における多様な文化の共生が図られるよう配慮されなければならない。
- 5 文化が地域間における相互理解を深める上で重要な役割を果たすことにかんがみ、文化に関する情報を広く国内外に発信するなど、文化交流が積極的に推進されなければならない。

(芦屋市文化基本条例 第3条 抜粋)

(2) 基本目標

「自然に恵まれた、人が心豊かに生きることのできるまちを目指して」

人が心豊かに生きるまちとは、豊かな自然や美しいまちなみなどの都市景観や心地良い空間があり、人が人らしく生きることのできるまちです。

このようなまちは、居住空間とそこに住んでいる人の両方が生き生きとしたつながりを保つことで創られるものであると考えます。

豊かな自然や歴史、美しいまちなみ、多様な文化などは美しさを感じる感覚を養い、創造性や、寛容性を育む源となっています。豊かな自然や美しいまちなみを保存・形成するとともに、市民の多様な文化に触れる機会や環境を整えることによって、市民の感性や創造力を育み、次代を担う人材を育成し、人が心豊かに生きることのできるまちづくりを目指します。

1 「ゆとりや潤いなどの実感できる心豊かな市民生活の実現」

市民が身近なところで優れた文化を鑑賞したり、自ら文化活動を行うことができる機会などが整った社会の実現を目指します。

2 「個性豊かで幅広い芦屋文化が創造される活力のあるまちづくりの実現」

地域の歴史や文化などが取り入れられ、周囲の景観とも調和したまちづくりが行われ、文化が様々な分野で活用された魅力ある地域社会の創成を目指します。

(3) 市民及び事業者の役割

市民は、文化の担い手として、積極的に文化活動を展開する役割、事業者には、地域社会の一員として、自主的に文化活動を展開し、市民の文化活動を支援する役割が一層期待されています。

(4) 市の役割及び責務

行政における文化施策や、市民の文化活動を効果的に推進していくためには、市民と行政の参画と協働の仕組みづくりが必要であり、行政全般を文化の視点から捉え、文化の振興に関する施策を推進する必要があります。

市が実施する施策について、ソフト、ハード両面に、美しさ、ゆとり、潤い、安らぎなどといった文化の視点を取り入れるよう努めます。

文化の視点を取り入れることは、景観やまちなみ、風情などまちづくりにおいて魅力を向上させる一つの要素となるとともに、教育、福祉などの面でも、教養豊かな人格の形成や創造的人材の育成、また、心豊かな暮らしの実現に寄与するものとなります。

(5) 計画期間

新たな基本計画は、平成 24 年度を初年度とする芦屋市文化振興基本計画の後期計画に**当たる**ものであり、平成 29 年度から平成 33 年度までを計画期間とします。平成 32 年度には最終評価を行い、その後の文化振興の取組に反映していきます。

平成 24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度
芦屋市文化振興基本計画 (前期計画)					第2次芦屋市文化振興基本計画 (後期計画)				
				策 定					

3 計画の対象となる文化

文化は、最も広くとらえると、「人間の自然との関わりや風土の中で生まれ、育ち、身に付けていく立ち居振る舞いや、衣食住をはじめとする暮らし、生活様式、価値観等、およそ人間と人間の生活に関わる総体」「人間が理想を実現していくための精神活動及びその成果（平成27年5月22日閣議決定）」を意味します。

この基本計画での文化の範囲は、芦屋市文化基本条例において芸術、芸能、生活文化など文化芸術振興基本法が対象とするもののほか、学術、景観、観光その他の創造的活動に加え、いわゆる「文化」だけではなく、景観デザイン、ファッションやスイーツ、パンなどの飲食、観光、まちなみ、祭、花や緑・山川海等の自然、など広い視点を対象としています。

他の行政分野の計画と重なる内容に関しては、課題別計画に基づき推進するものとします。

<参考>

「文化芸術振興基本法」における文化芸術の範囲（第8条～第14条）の例示

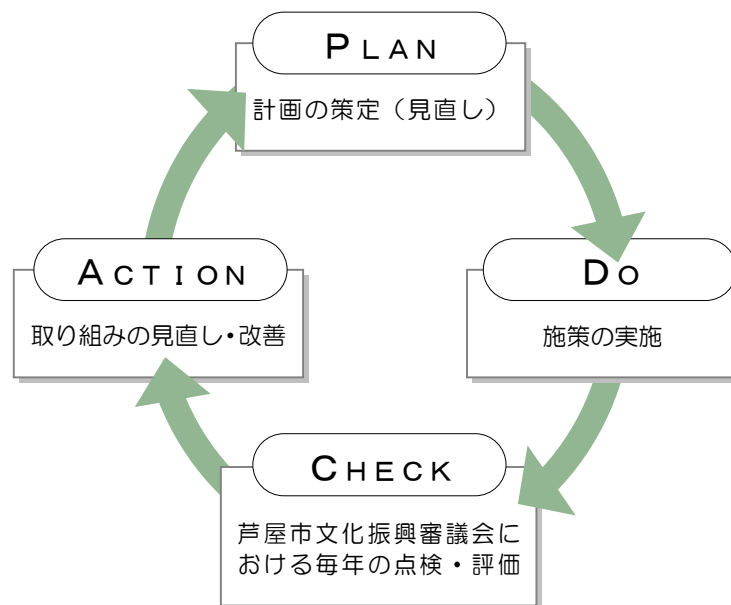
- ・芸術：文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術（メディア芸術を除く。）
- ・メディア芸術：映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術
- ・伝統芸能：雅楽、能楽、文楽、歌舞伎その他の我が国古来の伝統的な芸能
- ・芸能：講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能（伝統芸能を除く。）
- ・生活文化：茶道、華道、書道その他の生活に係る文化
- ・国民娯楽：囲碁、将棋その他の国民的娯楽
- ・出版物及びレコード等
- ・文化財等：有形及び無形の文化財並びにその保存技術
- ・地域における文化芸術：地域固有の伝統芸能及び民俗芸能（地域の人々によって行われる民俗的な芸能）

4 進行管理

基本計画に基づく事業の進捗状況等については、芦屋市文化振興審議会において毎年点検・検証して公表します。

この芦屋市文化振興審議会は、芦屋市附属機関の設置に関する条例に基づいて設置された諮問機関で、基本計画の策定及び変更その他文化の振興に関する重要事項を調査審議します。

今後は、基本計画に基づく施策の評価とともに、常に時代に即した、また市の方向性を踏まえた新たな要素を取り入れつつ、基本計画を進行管理をしていきます。



第2章 芦屋市における文化をとりまく現状と課題

1 統計データからみる現状

(1) 総人口・年齢3区分別人口の推移

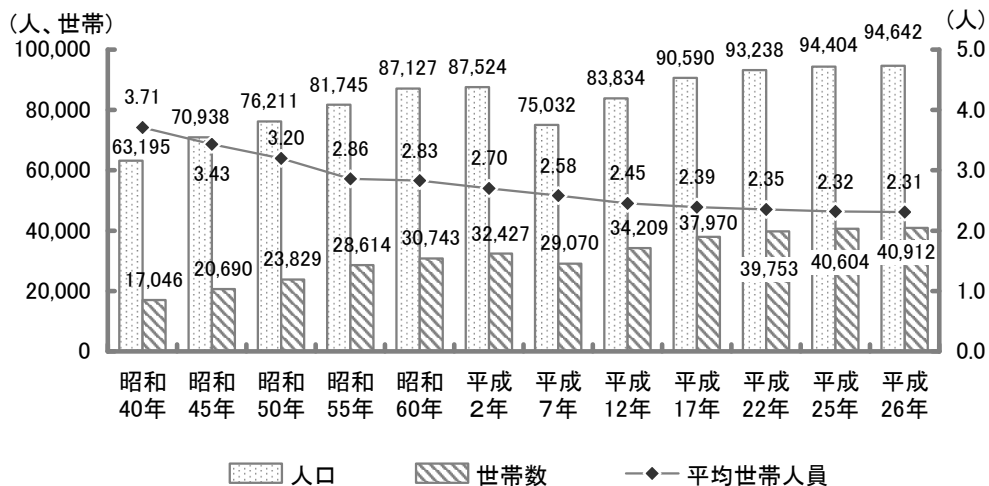
本市の総人口は増加を続けていましたが、阪神・淡路大震災の影響により、平成7年（1995年）に大きく減少しました。

その後は震災復興事業に伴って徐々に人口は回復し、平成17年（2005年）には震災前の人口を上回り、9万人を超えました。

その後も南芦屋浜地区への入居等もあり、人口の増加は続いていましたが、近年、増加は緩やかとなり、平成26年（2014年）は94,642人となっています。

世帯数も人口と同様の動きで推移しており、平成22年（2010年）で39,753世帯、平成26年（2014年）で40,912世帯となっています。一方、平均の世帯人員は減少を続けており、平成22年（2010年）で2.35人/世帯、平成26年（2014）で2.31人/世帯となっています。

【総人口・年齢3区分別人口の推移】



資料：芦屋市創生総合戦略

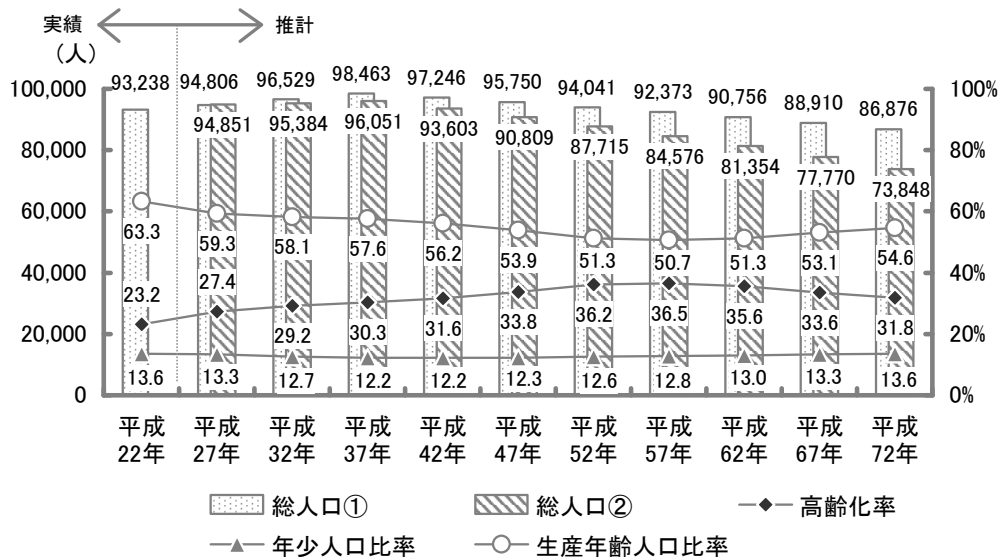
(2) 将来推計人口の推移

平成 27 年（2015 年）3 月に、本市の将来人口について独自推計を行いました。推計に当たっては、社会保障・人口問題研究所による推計が平成 17 年（2005 年）から平成 22 年（2010 年）の人口移動状況をもとに算定を行っているのに対して、独自推計では直近の人口移動状況（～平成 26 年（2014 年））を組み込み、将来の市内での住宅開発動向等も踏まえた推計としています。

その結果によれば、芦屋市創生総合戦略を推進しなかった場合は、人口は平成 37 年（2025 年）に約 9 万 6 千人に達し、それ以降は減少基調に転じ、平成 52 年（2040 年）には 9 万人を下回り、平成 67 年（2055 年）には 8 万人を下回るものと見込んでいます。平成 72 年に 73,848 人になりますが、芦屋市創生総合戦略の推進により平成 72 年の人口目標を 86,876 人とすることを目指すこととしています。

高齢化率は上昇を続け、平成 57 年（2045 年）に 39.8% に達し、以降は緩やかに減少していくものと見込んでいます。一方、年少人口比率は平成 47 年（2035 年）頃まで低下が続きますが、以降は横ばいで推移するものと見込んでいます。

【将来推計人口の推移】

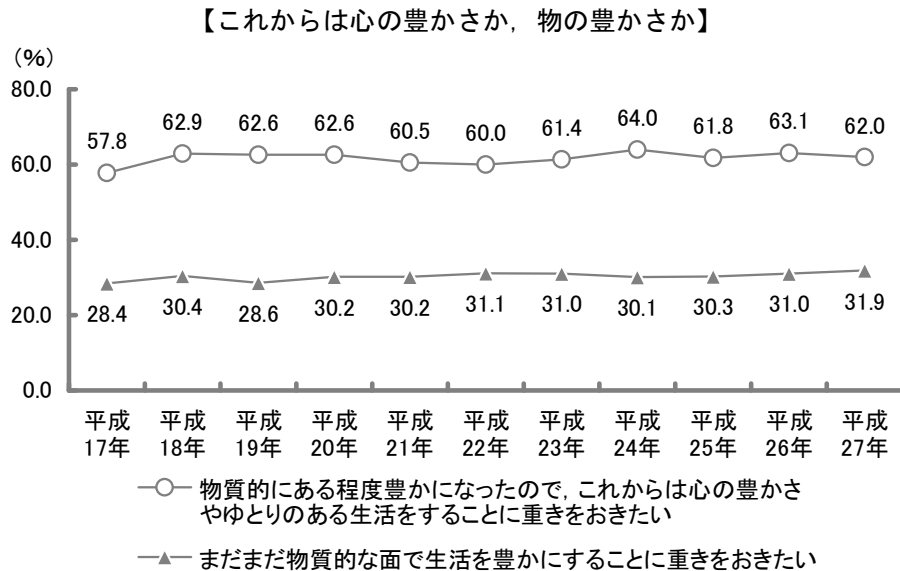


総人口①：芦屋市創生総合戦略を推進した場合の推計人口
 総人口②：芦屋市創生総合戦略を何もしない場合の推計人口
 ※年齢三区分別人口比率は、総人口①をもとに算出しています。

資料：芦屋市創生総合戦略

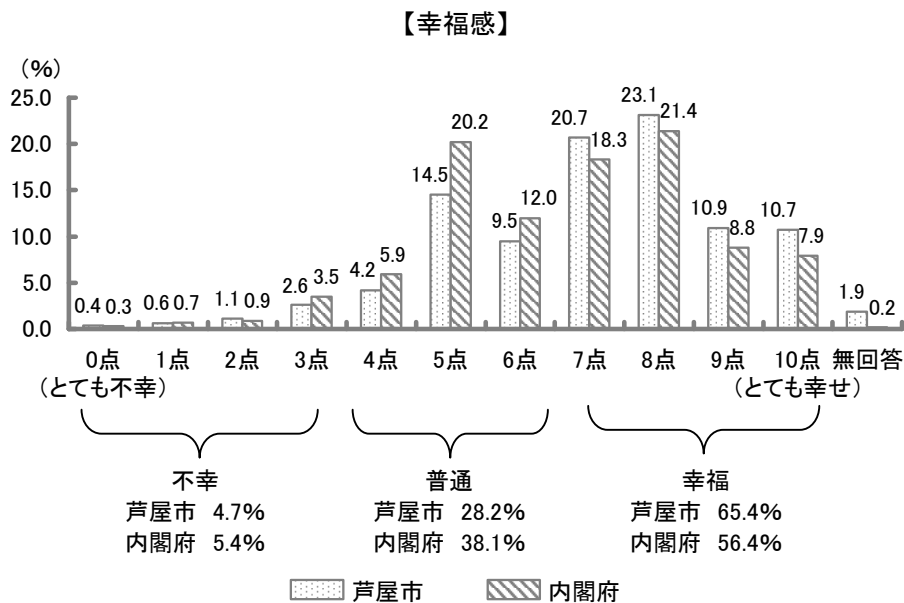
(3) 豊かさに関する世論調査

内閣府が実施した国民生活に関する世論調査によると、「物質的にある程度豊かになったので、これからは心の豊かさやゆとりのある生活をすることに重きをおきたい」と答えた人の割合が、平成27年には62.0%となっており、高い水準で推移しています。



資料：内閣府 国民生活に関する世論調査

芦屋のまちづくりについての市民アンケート調査では、芦屋市内で幸福と感じている人の割合は、65.4%となっており、内閣府調査と比較すると高くなっています。



資料：芦屋市 芦屋のまちづくりについての市民アンケート調査（平成26年度）
 内閣府 内閣府経済社会研究所「平成25年度生活の質に関する調査」

3 ヒアリングからみる現状

芦屋市民が、文化をどのように捉え、何を重要視しているのか、また、将来の文化に期待することや活性化の方向性など、定量的な調査では得にくい、ご意見をお聞きするためにヒアリングを行いました。

特に、芸術、芸能など、いわゆる「文化」だけではなく、景観デザイン、ファッションや飲食、観光、まちなみなど広く文化を捉えていくために、ヒアリング対象は、若い世代として大学生、お子さんを持つ市民の観点から、芦屋市 PTA 連絡協議会、文化交流の観点から海外交流経験者、地域の活性化の観点から、事業者・メディア関係者、専門的な観点から、文化関係者・文化財管理者など、幅広い年代、幅広い分野の方を対象（下記一覧表参照）として実施し、本市の文化政策の展望についての仮説を導き出しました。

また、基本計画策定の基礎資料とするために実施した全市民を対象とした無作為抽出によるアンケート調査において、導き出した仮説を設問項目に反映し、調査内容の充実を図りました。

[調査の概要]

No.	対象者の属性	聞き取り手法	備考
1	芦屋市 PTA 連絡協議会〔市民〕	書面調査（記述式）	6名の方より回答
2	海外交流経験者〔市民〕	〃	2名の方より回答
3	商工会女性部〔メディア〕	〃	
4	事業者〔社労士〕	〃	
5	事業者〔小売業〕	〃	
6	芦屋大学〔学生〕	ヒアリング	
7	文化関係者〔芦屋市民〕	〃	
8	演出家	〃	
9	事業者〔メディア〕	〃	市外事業者（営業エリアに芦屋市含む）
10	事業者〔メディア〕	〃	市外事業者（営業エリアに芦屋市含む）
11	文化財管理者	〃	

4 アンケートからみる現状

(1) 市民アンケート調査結果について

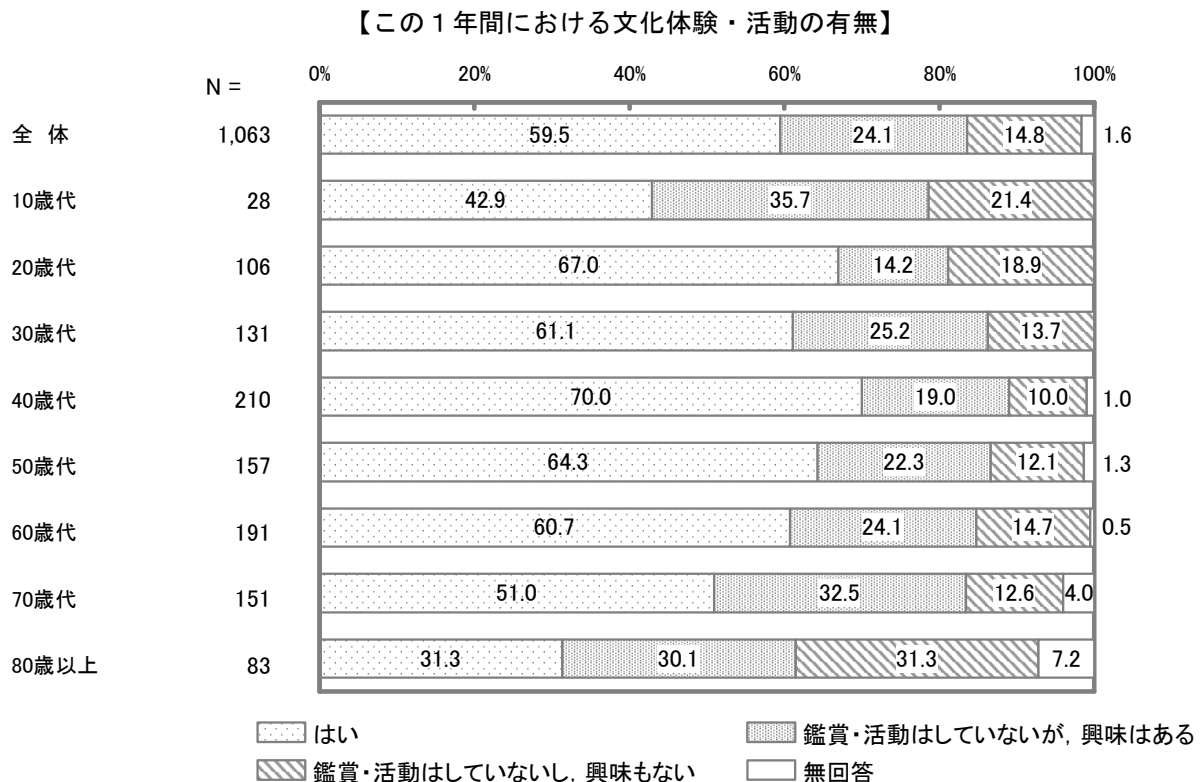
基本計画策定の基礎資料として、文化芸術の鑑賞、イベントやお祭りなどの体験や自身の文化的創作活動などについて質問するとともに、今後の芦屋市の文化やその活性化について質問しました。また、ヒアリングを通じて、教育環境や子育て支援における文化の重要性がみえてきたことから、子どもたちのための文化施策について質問しました。

[調査の概要]

調査対象	芦屋市在住の18歳以上
調査方法	郵送による配布・回収
調査期間	平成28年2月9日から平成28年2月29日
回収結果	有効回答数1,063通（有効回答率53.2%）

① この1年間における文化体験・活動の有無

この1年間における文化体験・活動の有無については、「はい」の割合が59.5%と最も高く、次いで「鑑賞・活動はしていないが、興味はある」の割合が24.1%となっており、文化に関心のある人が8割を超えています。

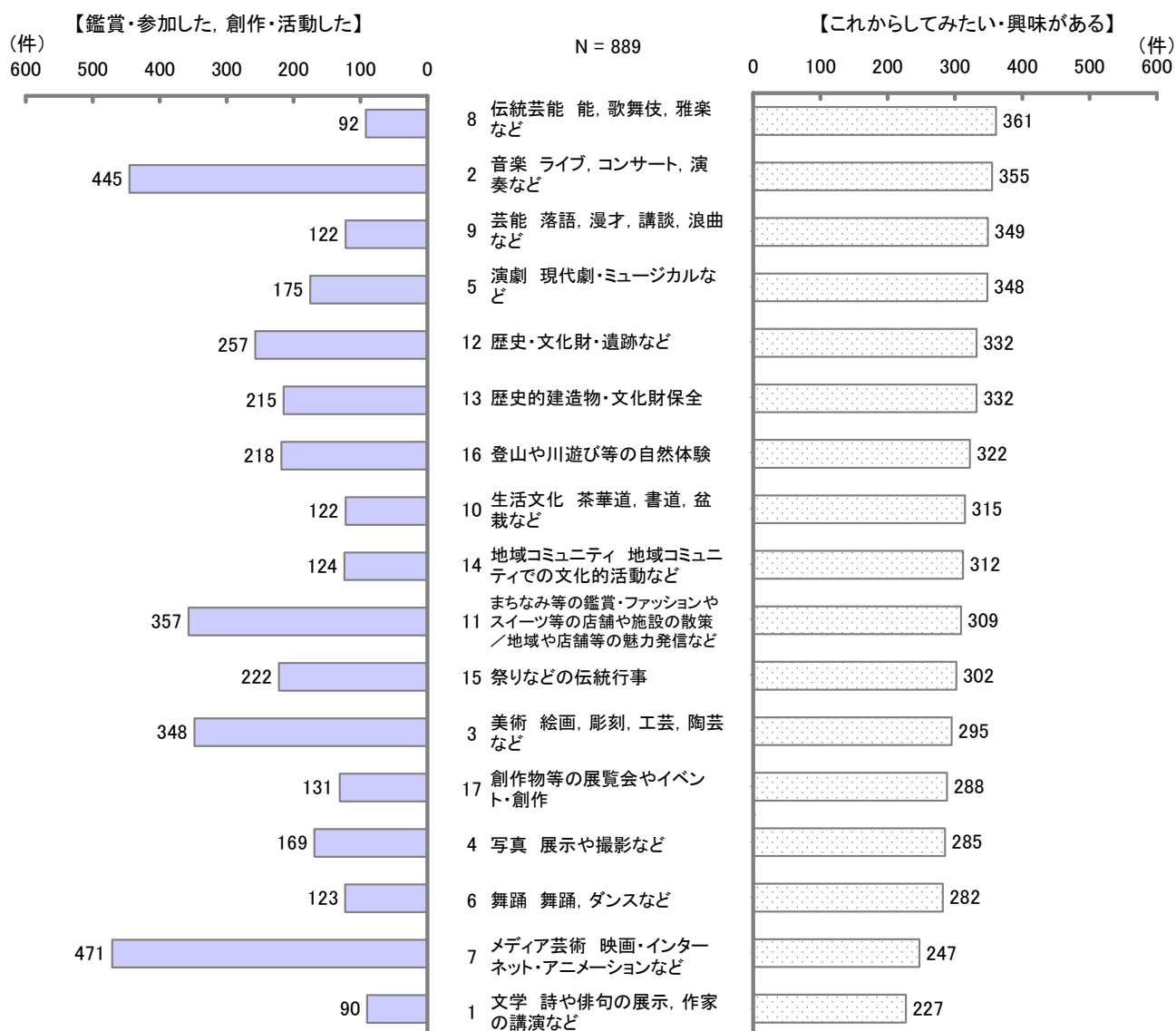


鑑賞・参加・創作・活動した内容は、「7 メディア芸術 映画・インターネット・アニメーションなど」が最も多く、次いで「2 音楽 ライブ、コンサート、演奏など」、「11 まちなみ等の鑑賞・ファッションやスイーツ等の店舗や施設の散策／地域や店舗等の魅力発信など」が高くなっています。

一方で、これからしてみたい・興味がある内容については、「8 伝統芸能 能、歌舞伎、雅楽など」が最も多く、次いで「2 音楽 ライブ、コンサート、演奏など」、「9 芸能 落語、漫才、講談、浪曲など」が高くなっています。

なお、その内容の現在の活動場所については、「大阪」が最も高くなるなど、市民は目的ごとに地域を選択して文化を享受している現状がうかがえることから、本市で取り組む事業の選択と集中や近接する都市との連携を視野に入れる必要があります。

【鑑賞・参加の経験と、今後の希望・興味】

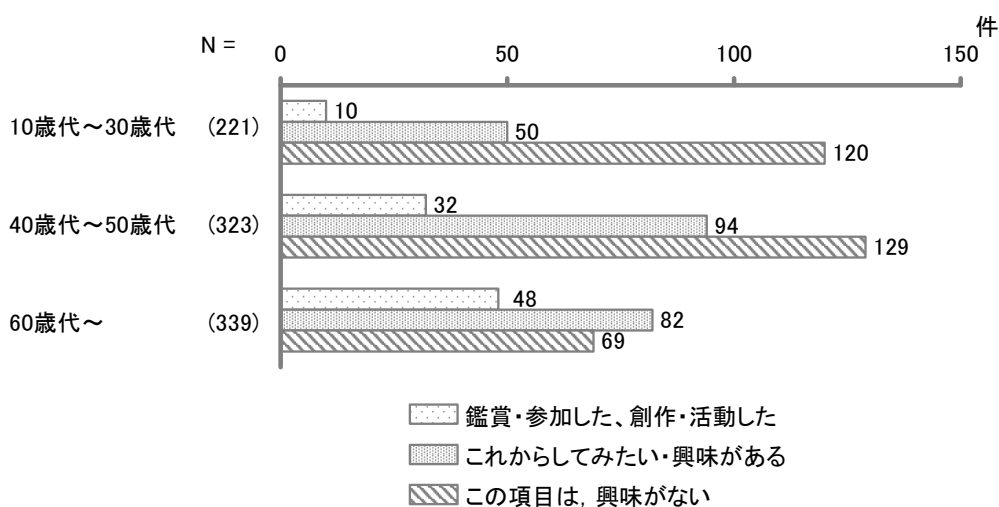


【鑑賞・参加・創作・活動の具体的な場所（「これからしてみたい・興味がある」上位5項目）】

区分	有効回答数	芦屋市内	神戸市	阪神間	大阪	京都	その他	無回答
8 伝統芸能 能, 歌舞伎, 雅楽など	34 件	11.8%	0.0%	2.9%	35.3%	0.0%	0.0%	35.3%
2 音楽 ライブ, コンサート, 演奏など	301 件	13.0%	10.0%	17.6%	36.2%	0.7%	5.3%	17.3%
9 芸能 落語, 漫才, 講談, 浪曲など	41 件	17.1%	9.8%	17.1%	41.5%	2.4%	2.4%	9.8%
5 演劇 現代劇・ミュージカルなど	85 件	4.7%	4.7%	28.2%	35.3%	0.0%	5.9%	21.2%
12 歴史・文化財・遺跡など	60 件	13.3%	6.7%	5.0%	0.0%	40.0%	21.7%	13.3%

鑑賞・参加・創作・活動した内容と、これからしてみたい・興味がある内容とともに、最も低くなっている「文学（詩や俳句の展示，作家の講演など）」については、特に、10歳代～30歳代で「これからしてみたい・興味がある」が低くなっており、読書のまちづくりを進める本市においては、文学にふれるきっかけづくりが求められています。

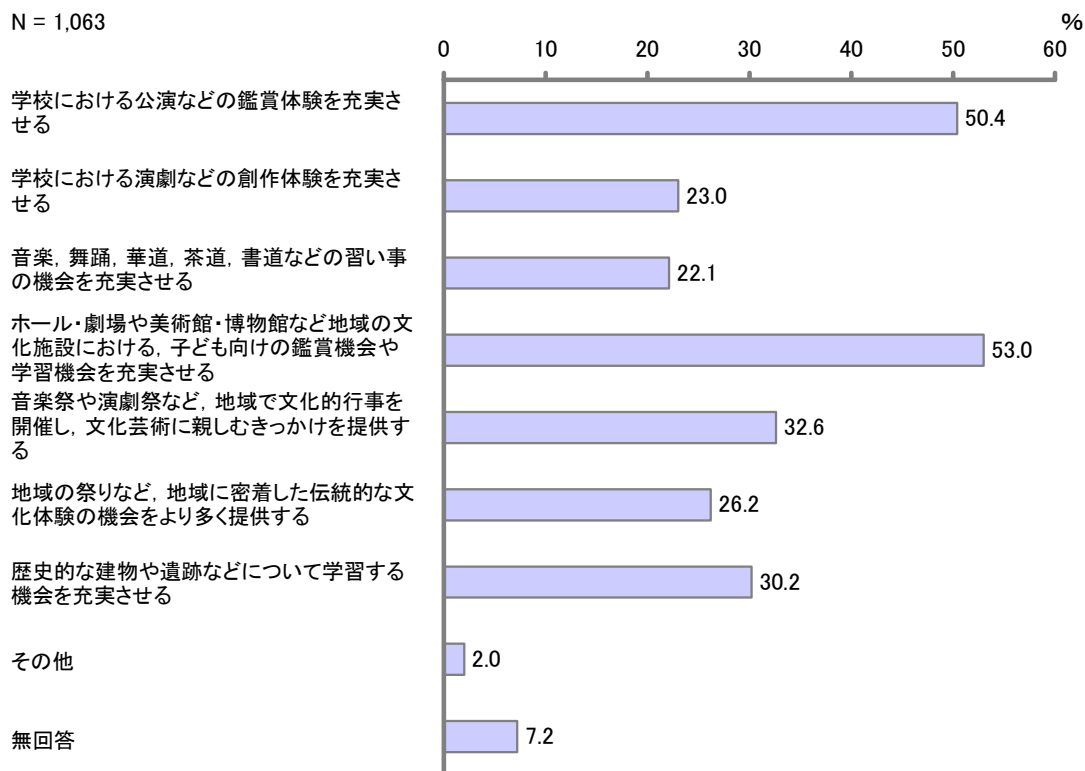
【文学（詩や俳句の展示，作家の講演など）の年代別比較】



② 子どもたちが文化芸術に親しむために重要だと思うこと

子どもたちが文化芸術に親しむために重要だと思うことについては、「ホール・劇場や美術館・博物館など地域の文化施設における、子ども向けの鑑賞機会や学習機会を充実させる」と「学校における公演などの鑑賞体験を充実させる」の割合がともに5割を超えて高くなっており、文化芸術資源を活用した学校内部への働きかけなどインリーチ活動を促進するとともに、ホール・劇場や美術館・博物館など地域の文化施設との協力による学校教育の枠組みの中だけではできないアウトリーチ活動の取組が求められます。

【子どもたちが文化芸術に親しむために重要だと思うこと】

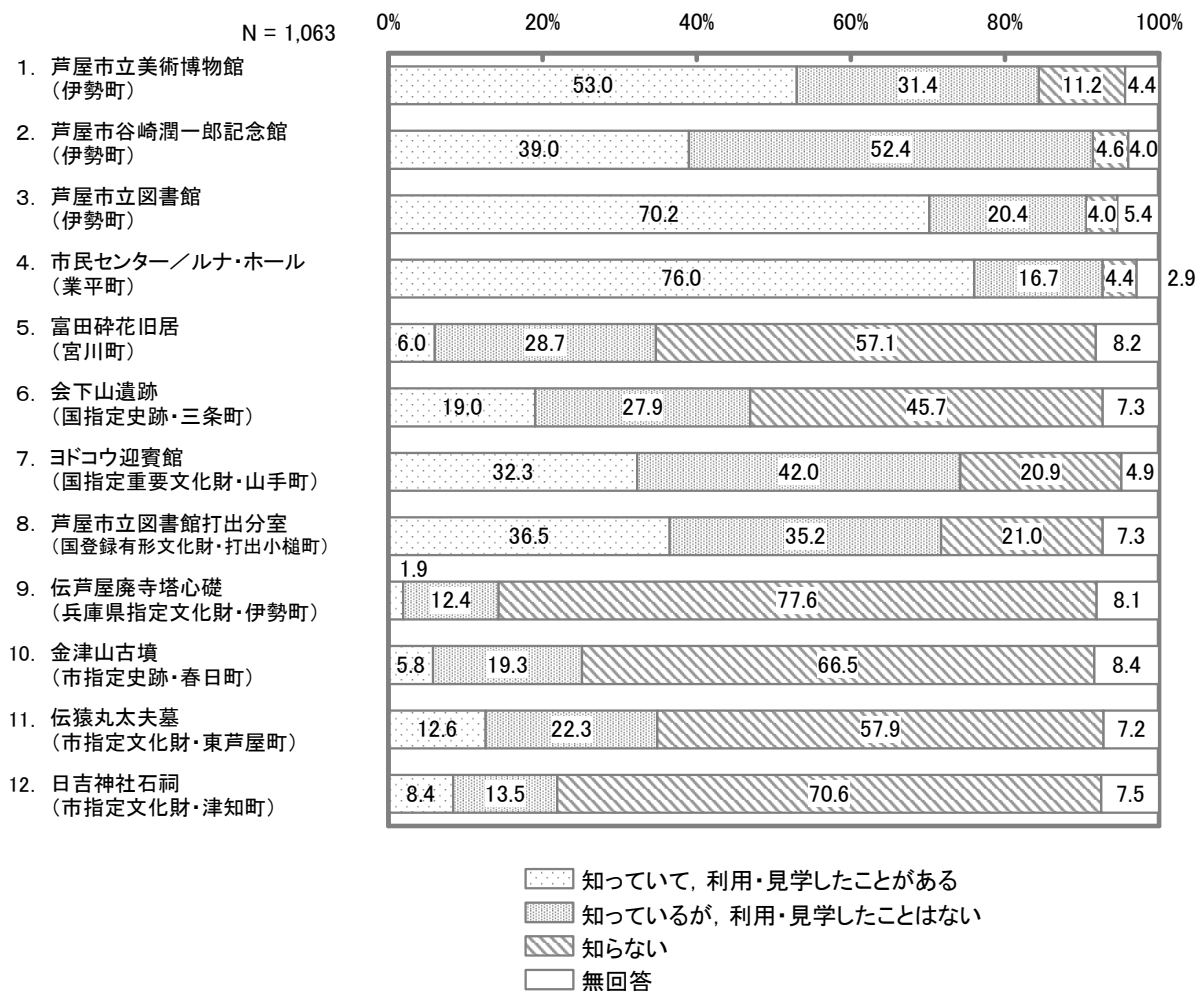


③ 芦屋市の文化資源の認知度，利用・見学の有無

芦屋市の文化資源の認知度，利用・見学の有無については，「3. 芦屋市立図書館」，「4. 市民センター／ルナ・ホール」では，「知っている，利用・見学したことがある」の割合が7割を超えて高くなっています。

一方で，「5. 富田碎花旧居」，「9. 伝芦屋廃寺塔心礎」，「10. 金津山古墳」，「11. 伝猿丸太夫墓」，「12. 日吉神社石祠」では，「知らない」の割合が5割を超えて高く，また「2. 谷崎潤一郎記念館」についても，「知っているが，利用・見学したことはない」の割合が高くなっています。

【芦屋市の文化資源の認知度，利用・見学の有無】



(2) 施設アンケート調査結果について

市内の文化事業に携わる3施設の管理者調査により、3館共通してボランティアの協力等を通じて、様々なライフステージに対する文化芸術活動を実施していることがわかりました。また、他施設や商工との連携により、潜在的なニーズを掘り起こしてできるのではないかと期待していることがわかりました。

[調査の概要]

調査対象	図書館、谷崎潤一郎記念館、美術博物館
調査方法	調査シートによる記入
調査期間	平成28年9月29日
設 問	1 貴団体(施設)の事業活動における近年の来館者の傾向 2 貴団体(施設)の事業活動での課題・対策 3 他の文化施設、文化団体、文化施設、教育機関、民間団体や市民などとの連携・交流活動の現状と、今後の考え方 4 芦屋市の文化振興に関する情報発信の方法について、不足している、工夫の余地があると思われることと解決方法 5 貴施設が、子どもたちのためにできる、あるいは実施してみたいと考える取組と、実施するに当たっての問題点・課題 6 幅広い年代層に対するアプローチ 7 文化・教育以外の分野と連携することにより、より効果的に進められる事業

【図書館】

- おはなし会や絵本の読み聞かせについて、ボランティアの協力を得ながら実施している。
- ライブラリーコンサートやギャラリー展示のほか、乳幼児、小学生、中高生と年代別の事業や、障がい者に対するサービスとして、ボランティアによる録音図書や点字図書の作成等の協力を得ている。
- 今後は、乳幼児とその保護者に対する積極的なアプローチを検討している。

【谷崎潤一郎記念館】

- これまでに、少年の世界を描いた谷崎作品「小さな王国」を紙芝居化し、イベントを開催した。幅広い年代層に対するアプローチとして、「文豪ストレイドッグス展」を行い、近代文学にあまり関心のない若い世代に文学館を知ってもらうきっかけとして開催している。

【美術博物館】

- 事業活動での課題・対策について、幼稚園・小学校・中学校の団体鑑賞を増やしたい。
- 情報発信の方法として、市ホームページにおける「文化ゾーン」のPRが不足している。
- 子どもたちを対象に「びはくルーム」のワークショップを開催しているものの、参加者が幼稚園・低学年が多く、3年生から6年生の参加が少ない。

第3章 計画の基本的な考え方

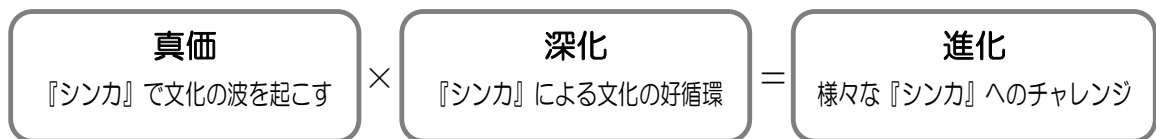
1 今後5年間の文化政策の方向性（ビジョン）

本市では、北に六甲の山並みと南に広がる大阪湾、市域を流れる芦屋川・宮川など、豊かな自然環境に育まれた住環境や景観が、芦屋文化の基盤となり、これまで「芦屋国際文化住宅都市建設法（昭和26年／1951年）」に基づき、国際文化住宅都市にふさわしい魅力あるまちづくりが進められてきました。

しかし、日本全体の将来人口減少が見込まれる中で、本市もその例外ではなく、地域活力の低下とそれに伴う文化資源や市の魅力への影響が懸念されます。

将来の人口減少社会を見据え、今後の文化施策の方向性として、**まちづくりのあらゆる施策に文化の要素を反映させることを基本とします。**その中で芦屋の文化が日常生活と密接に関連し、生活そのものを楽しみ、精神的に豊かに暮らすライフスタイルそのもの、生活環境が作り出した独自の『暮らし文化』に光を当て、身近すぎて気づかない、あるいは広く知られていない地域の魅力【真価】を再確認し、ゆとりと潤いのある充実した人生を送ることができるよう最大限に発信します。

そして、文化を軸に人々が惹きつけられ、つながり、更に交流が【深化】することで、**新しい価値観の創造**や、新たな発展の可能性を広げ、一層魅力的なまちに【進化】することを目指します。



これまで築きあげた芦屋文化の『真価』を発揮し、今のまちづくりを『深化』させ、一層魅力的なまちに『進化』する。

2 文化政策の展開の基本的な考え方と重点取組項目

文化は、人々の心の潤いや生きがいとなり豊かな生活を送る上で不可欠な要素であるとともに、文化が持つ力（感動をもたらす、活動を通じた人のネットワーク化・居場所の創出、まちの魅力創造、発信力による施策推進効果）は、社会の基盤形成や産業活動の発展などに大きな役割を担い、都市の発展に寄与することから、文化政策の推進にあたっては、福祉や教育など、あらゆる場面で文化的要素を取り入れ、複数の分野にわたり課題解決を図る政策間連携や戦略的まちづくりの施策展開を基本とし、次のとおり重点取組項目を定めます。

重点取組項目1 全てのライフステージに文化が行き届く文化政策の推進

重点取組項目2 未来を切り拓く子どもたちへ向けた文化政策の推進

重点取組項目3 芦屋文化を生かした戦略的なまちづくり

3 施策の体系

【重点取組項目】

【施策の方向】

- ① 全てのライフステージに文化が行き届く文化政策の推進

- (1) 誰もが文化を身近に楽しめる仕組みづくり
- (2) 文化活動を通じた地域のつながりづくり
- (3) ユニバーサル社会づくりを目指した生涯学習活動の振興
- (4) 文化ゾーンの活性化, 各種施設の有効活用
- (5) 文化芸術を行う団体への支援
- (6) 文化に関する情報発信の強化

- ② 未来を切り拓く子どもたちへ向けた文化政策の推進

- (1) 豊かな情操を育む体験活動の推進
- (2) 地域社会とのつながりによる文化体験
- (3) 親子に向けた積極的な情報発信

- ③ 芦屋文化を生かした戦略的なまちづくり

- (1) 暮らしに根ざした文化交流のまちづくり
- (2) 芦屋らしい良好な住まい・景観づくり
- (3) 読書のまちづくりの推進
- (4) 文化を通じたまちの魅力の一体的な発信

第4章

全てのライフステージに文化が行き届く文化政策の推進

豊かな自然環境や芦屋市固有の歴史、郷土文化など地域資源を生かした活動を推進するとともに、本市の文化芸術を活性化するため、地域の文化芸術を支える人材の育成や市民、文化芸術団体への支援を進めます。

また、福祉や教育など様々な分野での課題解決に向けて、積極的に「文化」の要素を取り入れ、政策間連携による文化施策を推進します。

【施策の方向性】

(1) 誰もが文化を身近に楽しめる仕組みづくり

市民が文化に対する関心や理解を深めるための普及啓発に関する取組や、市民が文化を鑑賞する機会の充実、また、市民自らが文化活動を行うための機会の充実や情報提供に一層取り組みます。

文化芸術鑑賞をしたいと思っても、時間がとれない、場所が遠い、育児や介護で出かけられないなどの理由で参加できない人も多いため、地域の公共施設などで、様々な分野の文化芸術を対象としたワークショップ開催などのアウトリーチにより、幅広い市民が身近に文化芸術に触れる機会を拡大します。

[新たに検討する取組]

- 文化に関する様々な情報提供
- アウトリーチ活動（文化芸術を対象としたワークショップの開催など）

[前計画に引き続き取り組む関連事業]

No.	事業名	事業内容	担当課・実施主体
1	各種媒体を活用した情報発信	・ 従来から発行している 広報紙に加え、インターネット中心とした動画配信など様々な媒体での情報発信	広報国際交流課
2	さくらまつり開催支援	・さくらまつり協議会への活動助成及び交通安全対策への助成	市民参画課
3	サマーカーニバル開催支援	・芦屋市民まつり協議会への活動助成及び交通安全対策への助成	公園緑地課

No.	事業名	事業内容	担当課・実施主体
4	あしや秋まつり開催支援	・地域団体とともに協議会形式で運営	経済課
5	あしや山まつり	・奥池地域で自然を楽しむとともに、コンサートなど無料で文化に親しむイベントを実施	経済課
6	ふれあいシネサロン	・映画の鑑賞を通じて、人権について考える機会の提供 -(年に2回実施)-	人権推進課
7	ヒューマンライツシアター	・人権、平和等に関する映画上映 ・世界の名作映画上映	上宮川文化センター
8	保健福祉フェア	・ 7月第3主曜日に実施。 地域の福祉活動報告、健康増進の啓発、コンサートや出店、 パネル展示、 障がいのある人とのスポーツ交流広場などあらゆる世代が楽しめるイベントを開催。	福祉センター
9	ホスピタルフェスタ	・ 日々の病院の活動を広く市民に知っていただくことを目的に、 体験コーナー、公開講座、院内コンサート等を院内開放して実施	市立芦屋病院
10	マチネーコンサート	・入院患者等に癒しを提供するため、月1回日曜日に外来ホールを利用して実施している。演奏はボランティアによる。	市立芦屋病院
11	美術博物館管理運営事業	・文化ゾーンの3館（谷崎潤一郎記念館、美術博物館、図書館）による連携事業の実施 ・SNS等を活用した情報の発信	美術博物館
12	谷崎潤一郎記念館管理運営事業	・谷崎潤一郎賞受賞記念特別講演会の開催 ・文化ゾーンの3館（ 図書館、 谷崎潤一郎記念館、美術博物館）による連携事業の実施 ・SNS等を活用した情報の発信	谷崎潤一郎記念館
13	富田碎花顕彰事業	・富田碎花賞の実施 ・富田碎花旧居の公開	生涯学習課
14	文化財保護及び啓発事業	・本市ゆかりの文化や芸術、文化財に対する理解や関心を深める展示やイベント等の実施	生涯学習課

No.	事業名	事業内容	担当課・実施主体
15	ルナ・ホール事業	・ルナ・ホールを利用し、発表及び鑑賞の場を提供。	市民センター
16	市民会館文化事業	・市民ステージ、市民ギャラリー、市民絵画展を実施。	市民センター

[市民・団体等の関連事業]

No.	事業名	事業内容	担当課・実施主体
①	さくらまつり開催	・協議会は、 芦屋市商工会、芦屋市自治会連合会、芦屋市環境衛生協会、芦屋市婦人会、芦屋市社会福祉協議会、芦屋観光協会、芦屋納税協会、芦屋経済人会議 で構成。芦屋川の桜と市民が参加するコンサート等を鑑賞するイベントを実施	さくらまつり協議会（ 商工会、自治会連合会、環境衛生協会、婦人会、社会福祉協議会、観光協会、納税協会、経済人会議 ）
②	さくらまつり写真コンクール	・芦屋市内のさくらをテーマにした写真を市民から募り、コンクールを実施。	芦屋観光協会

③	サマーカーニバル開催	<ul style="list-style-type: none"> 協議会は、—芦屋市商工会青年部、NPO法人芦屋市国際交流協会、芦屋市防犯協会、芦屋市自治連合会、芦屋市スポーツ推進委員会、スポーツクラブ21芦屋市連絡協議会、芦屋市子ども会連絡協議会、国際ソロプチミスト芦屋、三条コミュニティ・スクール、潮見コミュニティ・スクール、精道コミュニティ・スクール、岩園コミュニティ・スクール、朝日ヶ丘コミュニティ・スクール、(社)兵庫県宅地建物取引業協会芦屋・西宮支部、(社)芦屋市シルバー人材センター、芦屋市サッカー協会、芦屋業平ライオンズクラブ、特定非営利活動法人花朗会花壇、芦屋市身体障がい者福祉協会(順不同) <p>総合公園をメイン会場にして、イベント、花火打ち上げ等運営者・参加者の交流の「場」を作り、市の活性化につなげる。</p>	<p>芦屋市民まつり協議会(商工会青年部、NPO法人国際交流協会、防犯協会、自治連合会、スポーツ推進委員会、スポーツクラブ21連絡協議会、子ども会連絡協議会、国際ソロプチミスト芦屋、三条・潮見・精道・岩園・朝日ヶ丘コミュニティ・スクール、(社)兵庫県宅地建物取引業協会芦屋・西宮支部、(社)シルバー人材センター、サッカー協会、業平ライオンズクラブ、特定非営利活動法人花朗会花壇、身体障がい者福祉協会(順不同))</p>
④	あしや秋まつり開催	<ul style="list-style-type: none"> こどもみこし、だんじり巡行などを通じ、収穫祭の伝統を継承 	秋まつり協議会
⑤	—	<ul style="list-style-type: none"> (芦屋ライオンズクラブ) 国指定文化財会下山遺跡の清掃奉仕活動 国指定重要文化財ヨドコウ迎賓館における雛人形展や各種イベント 市内施設博物館・美術館における各種事業 だんじりに関するイベント 芦屋神社鳳輦の巡行 伝統文化親子教室の実施 	<p>芦屋ライオンズクラブ (株)淀川製鋼所 市内の施設博物館・美術館 芦屋市文化遺産継承・活性化事業実行委員会 伝統文化を実施する各種団体</p>
⑥	—	<ul style="list-style-type: none"> ライブラリーコンサート ギャラリー展示 	芦屋市立図書館【友の会】

[コラム]

三大まつり

*さくらまつり

*サマーカーニバル

*あしや秋まつり

(2) 文化活動を通じた地域のつながりづくり

市内全域で日常的に文化芸術に触れ、親しめる機会の拡大を図るとともに、自ら学んだ成果を発表する場や機会を増やすとともに、「個人の学び」から「仲間づくり」や「学習成果の活用」を通して、社会へ還元し「地域社会の形成」へと発展していく機会を提供することで、「知の循環型社会」を目指した仕組みづくりを進めます。

また、芦屋ゆかりの文学（ライトノベル等）やメディア芸術作品を生かす取組を検討し、子どもから高齢者まで文化活動を通じて地域がつながる取組を進めます。

[新たに検討する取組]

- 「知の循環型社会」を目指した仕組みづくり
- 芦屋ゆかりの文学やメディア芸術作品を生かす取組

[前計画に引き続き取り組む関連事業]

No.	事業名	事業内容	担当課・実施主体
17	あしや秋まつり（再掲）	・地域団体とともに協議会形式で運営，こどもみこし，だんじり巡行などを通じ，収穫祭の伝統を継承する行事	経済課
18	保健福祉フェア（再掲）	・7月第3土曜日に実施。 地域の福祉活動報告，健康増進の啓発， コンサートや出店， パネル展示， 障がいのある人とのスポーツ交流広場などあらゆる世代が楽しめるイベントを開催。	福祉センター
19	ホスピタルフェスタ（再掲）	・ 日々の病院の活動を広く市民に知っていただくことを目的に， 体験コーナー，公開講座，院内コンサート等を院内開放して実施	市立芦屋病院
20	マチネーコンサート（再掲）	・入院患者等に癒しを提供するため，月1回日曜日に外来ホールを利用して実施している。演奏はボランティアによる。	市立芦屋病院
21	生涯学習推進事業	・本市の社会教育関係団体や，社会教育活動を通じて学んだ市民による出前講座の実施など， 知識や技術を持った人や団体とそれを学び習得したい人や団体とをつなぎ 活動の輪を広げる。	生涯学習課

No.	事業名	事業内容	担当課・実施主体
22	文化財保護及び啓発事業	・文化財ボランティアの養成	生涯学習課
23	学校園・家庭・地域の教育推進支援事業（再掲）	・本の虫ネット連絡会への参加及び調整等支援	生涯学習課
24	講座・セミナー・公民館音楽会等の開催	・市民の学習ニーズ及び市の教育方針に基づいて、講座・セミナー・音楽会などを実施	公民館
25	芦屋川カレッジ・芦屋川カレッジ大学院	・芦屋川カレッジ・芦屋川カレッジ大学院の実施	公民館
26	常設展示事業・公民館ギャラリー	・展示により学習機会の提供（常設展示事業）、市民の学習成果の発表の場を提供する（公民館ギャラリー）。	公民館
27	図書館運営事業（収集整理利用）	・おはなしの研究会 ・絵本の研究会	図書館

[市民・団体等の**関連事業**]

No.	事業名	事業内容	担当課・実施主体
⑦	あしや秋まつり開催（再掲）	・協議会はこどもみこし、だんじり巡行などを通じ、収穫祭の伝統を継承する行事	秋まつり協議会
⑧	—	・市民ギャラリー、茶華道、演奏会 ・合唱会、またスポーツ・科学等の体験教室等の実施	社会教育関係団体 コミュニティ・スクール

[コラム]

芦屋神社
会下山遺跡

(3) ユニバーサル社会づくりを目指した生涯学習活動の振興

現在、地域の生涯学習における文化講座の開催、文化芸術を活用した社会参加の促進や生活の豊かさを育む取組が推進されています。

子どもから高齢者まで、また障がいの有無に関わらず、すべての市民に文化芸術を享受する権利があり、文化芸術に親しむことで生活の豊かさを感じる市民をさらに拡大していく必要があります。

そのため、様々な分野で誰もが参加しやすい、また参加したいと思える仕組みや環境づくりを推進します。

[新たに検討する取組]

- 誰もが参加しやすい、また参加したいと思える仕組み・環境づくり

[前計画に引き続き取り組む関連事業]

No.	事業名	事業内容	担当課・実施主体
28	エントランスコンサート	<ul style="list-style-type: none"> 毎月第3日曜に、福祉センターが市民の集いの場となるよう、エントランスコンサートを実施。手話歌や障がいのある人などがの出演など、<u>福祉の啓発を進める視点で事業を実施している。</u> 	福祉センター
29	保健福祉フェア（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> 7月第3土曜日に実施。<u>地域の福祉活動報告、健康増進の啓発、コンサートや出店、パネル展示、障がいのある人とのスポーツ交流</u>広場などあらゆる世代が楽しめるイベントを開催。 	福祉センター
30	YOクラブ活動支援	<ul style="list-style-type: none"> 芦屋で結成された高齢者の文化的活動を行う団体への支援。<u>年に1回会員の活動を披露する「ふれあいの集い」を開催</u> 	高齢介護課
31	老人クラブ活動支援	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者の小地域での活動を通して<u>た仲間づくりのをし、全市的な組織活動を支援。老人クラブでは、社会奉仕活動・健康づくり、学習活動に取り組んでいる。</u> 	高齢介護課
32	敬老会	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者を招待し、演芸鑑賞を実施。 	高齢介護課

No.	事業名	事業内容	担当課・実施主体
33	演芸フェスティバル	・高齢者を中心とした文化的活動を行っている市民グループが集い、コーラスや踊りなど日ごろの練習の成果を披露する場	高齢介護課
34	生きがいデイサービス	・身近な地域で高齢者のつどいの場を提供（内容は手芸や体操、歌や絵画など様々）	高齢介護課
35	シルバー人材センター支援	・高齢者が就労を通して様々な活動を展開し、併せて住みよいまちづくりに貢献できるよう支援している。	高齢介護課
36	ホスピタルフェスタ(再掲)	・日々の病院の活動を広く市民に知っていただくことを目的に、体験コーナー、公開講座、院内コンサート等を院内開放して実施	市立芦屋病院
37	マネチーコンサート(再掲)	・入院患者等に癒しを提供するため、月1回日曜日に外来ホールを利用して実施している。演奏はボランティアによる。	市立芦屋病院
38	生涯学習推進事業	・社会教育関係団体の登録を行い、登録団体に対して情報発信や補助金等の活動支援を行う。	生涯学習課
39	市民会館文化事業	・市民ステージ、市民ギャラリー、市民絵画展を実施する。	市民センター
40	図書館運営事業 (収集整理利用)	・障がい者サービス（デイジー図書貸出、宅配サービス等）	図書館

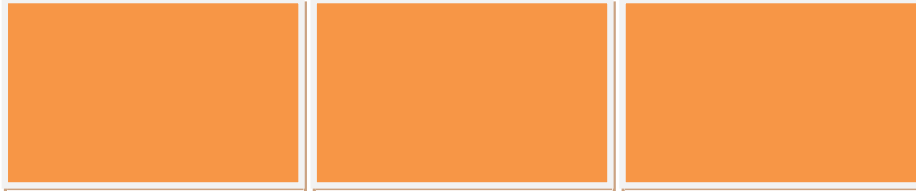
[市民・団体等の関連事業]

No.	事業名	事業内容	担当課・実施主体
⑨	—	・年2回のバス旅行により市民が市外の文化に触れる機会を提供する。	芦屋観光協会
⑩	芦屋市障がい児・者作品展	・多くの市民に、障がい児・者への理解を深めてもらうことを目的に作品を展示する。	芦屋市自立支援協議会・ 芦屋市障害者団体連合会 芦屋特別支援学校 あしやNPOセンター 芦屋市社会福祉協議会
⑪	—	・各種講座，手芸，着付け教室などを独自事業として実施	シルバー人材センター
⑫	—	・毎月ギャラリーやコンサート等文化的行事を実施	社会福祉法人（介護保険事業者）
⑬	—	・健康づくりや歌唱，民謡，踊りなどの活動を行う高齢者グループ ・演芸フェスティバルで年1回発表	老人クラブ
⑭	—	・市民センターを拠点に絵画，写真，演劇，ハイキング等の活動を行う高齢者グループ演芸フェスティバルに出演	YOKクラブ
⑮	—	・芦屋発の中高齢者向けの情報誌を発行し高齢者に居心地のいい(niche)，地域の居場所づくりを目指している。	NPO「にっち倶楽部」
⑯	—	・自立・奉仕・助け合いをモットーに社会参加と市民相互扶助の精神に基づき高齢社会にふさわしい地域社会作りに寄与する。	ナルク
⑰	—	・高齢者の生きがいづくりに寄与する事業を自主的に展開	NPO「結」

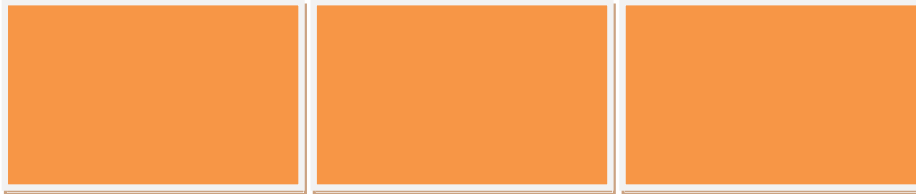
[コラム]

芦屋病院マチネーコンサート

芦屋病院で、毎月1回日曜日開催される「マチネーコンサート」は、病院の内
外から、毎回多くの方が参加され音楽を身近に楽しんでいただいています。



平成8年12月の第1回コンサートから18年目、第200回となる平成26
年12月14日には、18周年記念コンサートを開催、更に、200回記念コン
サートを同年12月23日にルナ・ホールで盛大に行いました。



芦屋病院では、マチネーコンサートの他、「市民ギャラリー」など、様々な活動
が行われています。

(4) 文化ゾーンの活性化、各種施設の有効活用

市民の文化芸術活動が充実するような施設整備、運営を行うため、文化ゾーン（図書館、谷崎潤一郎記念館、美術博物館）の利点を生かし、三館の連携・協力による事業の取組を進めます。

また、空き家（店舗）や市の保有施設など様々な場を活用し、市民や民間事業者が主体の企画やイベントを支援するとともに、文化芸術に関するワークショップなどが展開できるような新たな文化芸術活動の場の確保を検討します。

[新たに検討する取組]

- 文化ゾーン（図書館、谷崎潤一郎記念館、美術博物館）の利点を生かした三館の連携・協力事業
- 企画やイベントでの空き家（店舗）や市の保有施設の活用

[前計画に引き続き取り組む関連事業]

No.	事業名	事業内容	担当課・実施主体
41	老人福祉会館の運営	・高齢者が囲碁や将棋等を楽しみながら交流を深めることができる居場所として無料で利用できる施設の提供	高齢介護課
42	ゆうゆう倶楽部	・学校の敷地内に高齢者の居場所となる集会所を設置し、健康体操や手芸、絵画等の活動を行う市民に開放し高齢者の居場所を提供	高齢介護課
43	エントランスコンサート（再掲）	・毎月第3日曜に、福祉センターが市民の集いの場となるよう、エントランスコンサートを実施。手話歌や障がいのある人などがの出演など、福祉の啓発を進める視点で事業を実施している。	福祉センター
44	保健福祉フェア（再掲）	・7月第3土曜日に実施。地域の福祉活動報告、健康増進の啓発、コンサートや出店、パネル展示、障がいのある人とのスポーツ交流広場などあらゆる世代が楽しめるイベントを開催。	福祉センター
45	ホスピタルフェスタ（再掲）	日々の病院の活動を広く市民に知っていただくことを目的に、体験コーナー、公開講座、院内コンサート等を院内開放して実施	市立芦屋病院

No.	事業名	事業内容	担当課・実施主体
46	マチネーコンサート (再掲)	・入院患者等に癒しを提供するため、月1回日曜日に外来ホールを利用して実施している。演奏はボランティアによる。	市立芦屋病院
47	美術博物館管理運営事業	・市民の文化芸術活動に資することができる良質な環境づくりとしての各施設整備の実施	美術博物館
48	谷崎潤一郎記念館管理運営事業	・市民の文化芸術活動に資することができる良質な環境づくりとしての各施設整備の実施	谷崎潤一郎記念館
49	学校園・家庭・地域の教育推進支援事業	・市民の文化芸術活動に資することができる良質な環境づくりとしての各施設整備の実施 ・コミュニティ・スクールへの活動等支援	生涯学習課

[市民・団体等の関連事業]

No.	事業名	事業内容	担当課・実施主体
⑱	—	・自己所有のセンター（大原文化センター）を拠点に多世代に向けた文化活動を展開。高齢者向けの活動も実施	NPO「びゅう」
⑲	—	・市内の小中学校施設を活用した文化・スポーツなどの自主的な活動を行う。	コミュニティ・スクール
⑳	—	・ライブラリーコンサート（再掲） ・ギャラリー展示（再掲）	芦屋市立図書館 【友の会】

[コラム]

富田碎花

(5) 文化芸術を行う団体への支援

市民と文化芸術団体の様々な文化芸術活動が、活発に行われるよう国や県の様々な補助金や助成金等についての情報を提供するとともに、市で実施している文化芸術活動への参画を促し、文化芸術活動の機会の提供を支援します。

[新たに検討する取組]

- 国や県の様々な補助金・助成金に関する情報提供
- 文化芸術活動への参画の促進、活動の機会提供

[前計画に引き続き取り組む関連事業]

No.	事業名	事業内容	担当課・実施主体
50	市民文化賞	・文化の向上に貢献された方への顕彰、賞の贈呈	市長室
51	芦屋市芸術文化活動助成及び顕彰	・個人又は団体に対する活動助成・顕彰	市民参画課
52	事業の後援名義	・活動団体に対する後援名義使用許可	市民参画課
53	財産区に関する事務	・山車維持管理費補助金	用地管財課
54	教育委員会後援名義の事業の使用承認	・ 芦屋市教育委員会の後援名義の使用を承認し、教育、学術、文化およびスポーツに関する事業を行う団体を支援する。に対し、芦屋市教育委員会の後援名義の使用を承認する。	教育委員会管理課
55	生涯学習推進事業 富田碎花顕彰事業	・社会教育関係団体の登録を行い、登録団体に対して情報発信や補助金等の活動支援を行う。 ・富田碎花賞の実施 ・富田碎花旧居の公開	生涯学習課

[市民・団体等の関連事業]

No.	事業名	事業内容	担当課・実施主体
㉑	—	・だんじりに関するイベント ・芦屋神社鳳輦の巡行 ・伝統文化親子教室の実施	芦屋市文化遺産継承・活性化事業実行委員会 伝統文化を実施する各種団体

[コラム]

あおぞらドラマカンパニー

(6) 文化に関する情報発信の強化

文化芸術団体等とともに連携しながら、文化芸術活動や文化芸術施設などの情報を収集し、広報紙やホームページなどを通じた積極的な情報提供を推進します。

また、ソーシャルメディアなどを活用し、本市の文化資源を積極的にPRするほか、大学との連携による若い世代の発想を生かした情報発信を検討します。

今後、スマートフォンアプリを活用した市内の文化資源の情報提供等を積極的に検討し、芦屋らしい景観と魅力を発信していく仕組みを検討します。

[新たに検討する取組]

- ソーシャルメディアを活用した情報発信
- アプリケーションを活用した文化資源の情報提供

[前計画に引き続き取り組む関連事業]

No.	事業名	事業内容	担当課・実施主体
56	美術博物館管理運営事業	・「広報あしや」及び「芦屋トライあぐる」でイベント等情報及び特集番組を掲載・放映し、情報を発信 ・ SNS等を活用した情報の発信	美術博物館
57	谷崎潤一郎記念館管理運営事業	・「広報あしや」及び「芦屋トライあぐる」でイベント等情報及び特集番組を掲載・放映し、情報を発信 ・ SNS等を活用した情報の発信	谷崎潤一郎記念館
59	生涯学習推進事業	・「広報あしや」に文化財関連記事（芦屋タイムトラベル）を毎月掲載 ・ SNS等を活用した情報の発信	生涯学習課
60	文化財保護及び啓発事業	・「広報あしや」に文化財関連記事（芦屋タイムトラベル）を毎月掲載 ・ SNS等を活用した情報の発信	生涯学習課
61	図書館運営事業（収集整理利用）	・市・図書館ホームページ、広報、図書館報による情報発信	図書館

[市民・団体等の関連事業]

No.	事業名	事業内容	担当課・実施主体
⑳	—	・観光案内ボランティアによる市・内外からの参加者に芦屋市内の文化・歴史を紹介するツアーの実施	芦屋観光協会
㉑	—	・SNSによる芦屋市の文化・名跡・史跡等の紹介	芦屋観光協会
㉒	—	・アプリによる市内の文化施設、行事等の発信	芦屋市商工会

[コラム]

あしやつくる場

第5章 未来を切り拓く子どもたちへ向けた文化政策の推進

子どもや青少年が豊かな心や感性，創造性等を育むことができるよう文化芸術活動の創作や発表の場を充実するとともに，次世代の文化芸術の担い手を育成します。

【施策の方向性】

(1) 豊かな情操を育む体験活動の推進

子どもたちの豊かな創造性・社会性などを育むとともに，文化芸術を継承していく未来の担い手を育成するため，学校や文化施設などで，質の高い音楽や演劇，絵画，伝統文化等，本物の芸術にふれることにより，子どもたちの豊かな感性を育てていくとともに，芦屋市造形教育展，自由研究教育活動展を継続して実施し，子どもたちの学習成果を発信します。

また，子どもたちの豊かな心と体を育むため，栽培から収穫，料理を通じた体験学習や，地元シェフと連携した食育事業の実施など，食から広がる様々な取組を推進します。

[新たに検討する取組]

- 食育と連動した体験学習や地元シェフと連携した食育事業など，食から広がる様々な取組

[前計画に引き続き取り組む関連事業]

No.	事業名	事業内容	担当課・実施主体
62	児童センター映画会	<ul style="list-style-type: none"> ・年2回実施。子どもの想像力や表現力を養い，文化・芸術活動を高めることによって児童の健全育成を図る。 	上宮川文化センター
63	児童健全育成事業	<ul style="list-style-type: none"> ・小学生を対象に芸術，文化，運動などの分野での体験活動を通して，児童の健全育成を図る。 例) ジュニアクラブ，チャレンジクラブ等 	上宮川文化センター
64	市立保育所の運営業務	<ul style="list-style-type: none"> ・生活発表会として，日々の教育・保育において，文化的活動を含む1年間の活動の集大成として，子どもたちによる音楽や劇など披露する。 	子育て推進課

No.	事業名	事業内容	担当課・実施主体
65	国際理解教育推進事業	<ul style="list-style-type: none"> •外国や外国人との交流を進めることなどにより、児童生徒の異文化に対する理解や関心を高め、国際社会への視野を広げる。 •外国語によるスピーチコンテストの実施等、外国にルーツのある児童生徒と他の児童とが相互に学び合い、高め合える機会を増やす。 	学校教育課
66	文化体育振興事業	<ul style="list-style-type: none"> •自由研究教育活動展として、小中学生の夏休みの自由研究や幼稚園の教育活動の紹介を行う。 •中学校総合文化祭での各校の代表クラスの合唱、全員合唱、吹奏楽部、合唱部の発表 •造形教育展として、幼・小・中の絵画や立体作品の展示 •芦屋市吹奏楽連盟演奏会として、市内中学校、高等学校の吹奏楽部、コミスクなどの団体の吹奏楽演奏会 	学校教育課
67	幼稚園教育推進事業	<ul style="list-style-type: none"> •生活発表会で1年間の子どもの育ちを、劇遊びや音楽遊び等の文化活動を通し、保護者等に発表しその成長を認め合う。 	学校教育課
68	学校給食関係事務	<ul style="list-style-type: none"> •学校給食展 (芦屋の学校給食に関する理解と学校・家庭・地域が連携を深め児童生徒の健全な心身の発達に資する望ましい食生活を探求する。) 	学校教育課
69	読書活動推進事業	<ul style="list-style-type: none"> •子どもに読ませたい図書リスト400選の配布と活用し、市内全幼・保の4歳児に配布、中学校まで継続して活用する。 •春・秋の読書週間・月間時の読書種推進啓発し、横断幕の設置、チラシを幼稚園から中学校まで配布する。 	学校教育課
70	美術博物館管理運営事業	<ul style="list-style-type: none"> •子どもや親子を対象とした事業の実施 	美術博物館

No.	事業名	事業内容	担当課・実施主体
71	富田碎花顕彰事業 文化財保護及び啓発事業	・子どもや親子を対象とした事業の実施	生涯学習課

[市民・団体等の**関連**事業]

No.	事業名	事業内容	担当課・実施主体
②⑤	—	・親子を対象とした鑑賞会等の実施 ・伝統文化親子教室の実施	芦屋市PTA協議会 伝統文化を実施する各種団体
②⑥	—	・大学生・高校生と協働で芦屋市内の魅力ある文化資源の紹介を行う。	芦屋観光協会
②⑦	—	・芦屋市放課後こどもプラン事業	芦屋市立図書館 【友の会】

[コラム]

芦屋の給食
精道小学校の校歌

(2) 地域社会とのつながりによる文化体験

子どもたちが、人間関係の基礎を形成し、規則正しい生活習慣を身に付けるため、学校園、家庭、地域が連携し、勉強や運動・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を実施することにより、心豊かで健やかに育つ居場所や環境づくりを推進します。

現在、小学校を利用して、地域の方の参画も得ながら実施している「あしやキッズスクエア」等において様々な文化体験プログラムを拡充していくことを検討します。

[新たに検討する取組]

- 「あしやキッズスクエア」での様々な文化体験プログラムの拡充

[前計画に引き続き取り組む関連事業]

No.	事業名	事業内容	担当課・実施主体
72	児童健全育成事業	<ul style="list-style-type: none"> 親子での様々な遊びの中で、親子の結びつき、保護者間の交流を深める。(親子クラブ、あそびひろば等) 	上宮川文化センター
73	トライやる・ウィーク推進事業	<ul style="list-style-type: none"> トライやる・ウィーク (中学校2年生が、一週間の職場体験等を通して地域について学び「生きる力」を育むことを目的としている。) トライやるアクション (生徒に地域の一員としての意識を持たせ、地域交流会、地域清掃等に主体的に参加する。) 	学校教育課
74	特色ある学校園づくり支援事業	<ul style="list-style-type: none"> 教育ボランティアによる食育学習として、市内のミシュラン掲載店のオーナーや生産者を招いて、体験を通じた食育を進める。 	学校教育課
75	あしやキッズスクエア	<ul style="list-style-type: none"> 小学校の児童が放課後に校庭や校舎を利用した昔遊びやスポーツ体験等を行い、地域の方等の見守りを受けながら安全に過ごす居場所を提供する。 	青少年育成課
76	図書館運営事業 (収集整理利用)	<ul style="list-style-type: none"> 学校・園への団体貸出 団体利用の受入れ 	図書館

[コラム]

学校給食

(3) 親子に向けた積極的な情報発信

文化芸術のすそ野を広げるため、特に子どもの頃から本物の文化芸術に親しめるよう、様々な媒体を使い親子に向けた情報提供に取り組みます。

[新たに検討する取組]

- 様々な媒体を活用した親子向けの情報発信

[前計画に引き続き取り組む関連事業]

No.	事業名	事業内容	担当課・実施主体
77	学校園・家庭・地域の教育推進支援事業	・長年の核家族化によって潜在的な教育力に不安を持つ親子を対象に、社会教育の手法を用いて啓発支援事業を行う。(家庭教育支援)	生涯学習課
78	美術博物館, 図書館		
79	子育てアプリ		子育て推進課

[市民・団体等の事業]

No.	事業名	事業内容	担当課・実施主体
⑳	—	・小学校施設を活用した研修会等の実施	コミュニティ・スクール 芦屋市PTA協議会

[コラム]

星空映画館

第6章

芦屋文化を生かした戦略的なまちづくり

芦屋文化を生かした戦略的なまちづくりを推進することは、市外の人々から芦屋市を知ってもらい、一度は訪れてみたいと思うまちにつながるとともに、市民のまちに対する誇りや愛着へとつながります。

芦屋市が持つ文化資源を改めて整理することによって、芦屋の特性を生かした芦屋ならではの文化的魅力に焦点を当て、その魅力を市外に積極的に発信することにより、まち全体としての価値を高める好循環をつくります。

【施策の方向性】

(1) 暮らしに根ざした文化交流のまちづくり

本市には、芦屋ゆかりの歴史的資産や自然、近代建築など、多くの文化資源があります。こうした芦屋らしい景観・風景を生かし、国際的にも通用する文化芸術事業を企画・推進するとともに、東京オリンピック等の開催に合わせ、国際理解を深める取組など多様な文化を持つ人との交流を促進し、本市の文化芸術発信力強化に向けた事業を検討します。

〔新たに検討する取組〕

- 国際理解を深める取組など多様な文化を持つ人との交流促進

〔前計画に引き続き取り組む関連事業〕

No.	事業名	事業内容	担当課・実施主体
80	姉妹都市交流事業の促進	・姉妹都市学生親善使節の相互派遣事業	広報国際交流課
81	美術博物館管理運営事業	・本市ゆかりの文化や芸術に対する理解や関心を深める展示やイベント等の実施（再掲） ・「広報あしや」及び「芦屋トライあぐる」でイベント等情報及び特集番組を掲載・放映し、情報を発信（再掲）。 ・SNS等を活用した情報の発信（再掲）	美術博物館

No.	事業名	事業内容	担当課・実施主体
82	谷崎潤一郎記念館管理運営事業	<ul style="list-style-type: none"> ・谷崎潤一郎賞受賞記念特別講演会の開催（再掲） ・本市ゆかりの文化や芸術に対する理解や関心を深める展示やイベント等の実施（再掲） ・「広報あしや」及び「芦屋トライあぐる」でイベント等情報及び特集番組を掲載・放映し、情報を発信（再掲）。 ・SNS等を活用した情報の発信（再掲） 	谷崎潤一郎記念館
83	富田碎花顕彰事業	<ul style="list-style-type: none"> ・富田碎花賞の実施（再掲） ・富田碎花旧居の公開（再掲） ・本市ゆかりの文化や芸術に対する理解や関心を深める展示やイベント等の実施（再掲） ・「広報あしや」及び「芦屋トライあぐる」でイベント等情報及び特集番組を掲載・放映し、情報を発信（再掲）。 ・SNS等を活用した情報の発信（再掲） 	生涯学習課
84	生涯学習推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・団体やグループからの具体的な事業の企画書を提案してもらいを審査し、適当と判断するものに一定の判断により補助（委託）を行う。（芦屋市の歴史や芦屋市で育んだ文化をテーマにした講座やフィールドワーク、ワークショップ、発表会など。） 	生涯学習課
85	文化財保護及び活用事業	<ul style="list-style-type: none"> ・「広報あしや」に文化財関連記事（芦屋タイムトラベル）を毎月掲載（再掲）。 ・本市ゆかりの文化や芸術に対する理解や関心を深める展示やイベント等の実施（再掲） ・「広報あしや」及び「芦屋トライあぐる」でイベント等情報及び特集番組を掲載・放映し、情報を発信（再掲）。 ・SNS等を活用した情報の発信（再掲） 	生涯学習課

[市民・団体等の事業]

No.	事業名	事業内容	担当課・実施主体
②⑨	—	・姉妹都市学生親善使節の相互派遣事業	芦屋市国際交流協会
③⑩	—	・コンサート（ロック、ハワイアン、ジャズ等）開催 ・講演会	芦屋市国際交流協会
③①	—	・だんじりに関するイベント（再掲） ・芦屋神社鳳輦の巡行（再掲） ・伝統文化親子教室の実施（再掲）	芦屋能楽塾芦屋市文化遺産継承・活性化事業実行委員会 伝統文化を実施する各種団体

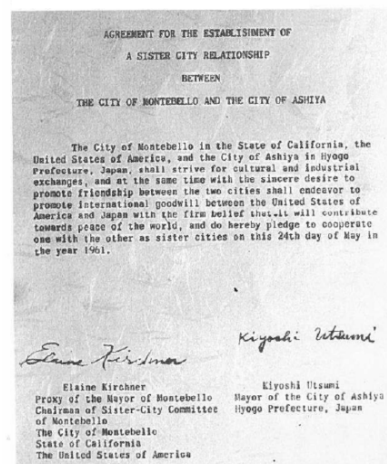
[コラム]

姉妹都市（モンテベロ市）との交流

1956年(昭和31年)、当時のアイゼンハワー米大統領が姉妹都市提携運動を大々的に提唱したのを背景に、1959年(昭和34年)秋、大阪で開かれた太平洋沿岸市長会議にオブザーバーとしてモンテベロ市議会議員イレーン・カーチナー女史が来日した際、「アシヤ」という高級文化住宅都市があることを知り、帰国後関係者と相談。1960年(昭和35年)4月の特別市議会で芦屋市と都市提携することを議決。当時のモンテベロ市長タットウィラー氏から内海市長(当時)あてに市議会の決議文を添えて申入れがあり、芦屋市として、

- ①人口・都市形態が芦屋市とよく似ていること
- ②文化水準が高く、今後住宅都市として発展すること

等の理由から、日本で39番目の姉妹都市として姉妹都市提携に締結しました。



精道小学校講堂で挙行された提携式の様子 モンテベロ市と芦屋市の姉妹都市提携協定書

両市民の絆と交流を推進するために、昭和 35 年 8 月に芦屋市姉妹都市協会（現 NPO 法人芦屋市国際交流協会）が設立、翌年昭和 37(1962)年に、カリフォルニア州知事を団長とした訪問団が芦屋を訪問し、以降、芦屋市とモンテベロ市は公式訪問のみならず、姉妹都市協会を通しての市民レベルの交流を積極的に推し進めてきました。

また、毎年 8 月の学生親善使節交換事業は昭和 39(1964)年に始まりました。

今日も、両市の交流は続いており、平成 28 年に 55 周年を迎えました。

（提携式の写真）（55 周年記念行事の写真）

（中学生海外派遣）

モンテベロ市は、アメリカ合衆国カリフォルニア州ロサンゼルス市から東南へ 14.4km、車で約 15 分の距離にあり、面積 21.37 km²、人口約 6 万人の住宅都市です（2012 年現在）。モンテベロの市名は、「美しい山」と言うイタリア語に由来しています。芦屋市内には、「モンテベロ」の名を冠した場所や通りがあります。



50 周年記念碑（海洋町 7-1 潮芦屋交流センター内）

Monument of 50th Anniversary



モンテベロバラ園
（岩園町 28 岩ヶ平公園内）



モンテベロ通り（海洋町の市道海洋四号線）

Montebello Street

(2) 芦屋らしい良好な住まい・景観づくり

本市の景観形成にあたり、様々な文化資源を有効活用した魅力あるまちづくりを推進するなど、魅力ある景観の保全・育成を推進します。

人・歴史・文化の交流を促進するために、一度は訪れてみたいまちとして公園と周辺の地域や店舗などが連携した庭園都市ならではの一体的なまちづくりを進め、都会の中でも自然とふれあい、安らげる時を感じ、市民の誇りとなる芦屋の魅力の醸成を図ります。

[新たに検討する取組]

- 公園と周辺の地域や店舗などが連携した庭園都市ならではの一体的なまちづくり

[前計画に引き続き取り組む関連事業]

No.	事業名	事業内容	担当課・実施主体
86	道路の改良事業	・電線類地中化を進める。	道路課
87	道路の改良事業	・公共サイン計画を策定する。	道路課
88	庭園都市推進事業	・オープンガーデンの実施 (美術博物館, 谷崎潤一郎記念館, 富田碎花記念館等) ・緑化団体の育成 ・公園・緑のネットワーク化	公園緑地課
89	景観形成推進事業	(記載内容検討中)	都市計画課
90	文化財保護及び活用事業	・芦屋川の文化的景観の見学会等の実施 ・会下山遺跡・金津山古墳・朝日ヶ丘遺跡の環境保全	生涯学習課

[市民・団体等の事業]

No.	事業名	事業内容	担当課・実施主体
③②	—	・さつき展示会の開催	芦屋さつき会
③③	—	・菊花展示会・菊づくり講習会開催	芦屋菊花会

③④	—	・アプリにより市内の文化施設等, 行事等を発信	芦屋観光協会
③⑤	—	・国指定重要文化財ヨドコウ迎賓館 の保全と公開	(株) 淀川製鋼所

[コラム]

芦屋国際文化住宅都市建設法
ヨドコウ迎賓館（旧山邑家住宅）
芦屋モノリス

(3) 読書のまちづくりの推進

子どもたちが本に親しみ、楽しめる読書体験の推進するため、公立図書館の利用を促進し、利用者が情報収集する際の資料等の充実に努めるとともに、講演会やレクリエーションの場を提供するなど、社会教育施設としての機能強化を図ります。

また、読書のまちづくりを通して、子どもだけでなく、誰もがいつでも読書に親しみ、心豊かに暮らすことができる環境の整備を目指します。

[新たに検討する取組]

- 公立図書館での講演会やレクリエーションなど、社会教育施設としての機能を強化
- 読書に親しむことができる環境の整備

[前計画に引き続き取り組む関連事業]

No.	事業名	事業内容	担当課・実施主体
91	図書活動支援事業	・センター内にある図書室に子育て支援本コーナー及び新着絵本コーナーを設置し、本の閲覧、貸し出しを行う。	上宮川文化センター
92	学校園・家庭・地域の教育推進支援事業	・本の虫ネット連絡会への参加及び調整等支援	生涯学習課
93	公民館図書室	・公民館の施設としての図書室を整備し、図書館との連携を図って運営を行う。	公民館
94	図書館施設整備事業	・老朽化した施設・設備の保全と市民・利用者へ快適な読書環を提供することを目的とした改修工事	図書館
95	図書館運営事業 (収集整理利用)	・資料の収集・整理・貸出 ・レファレンスサービス ・「読書講演会」「金曜シネサロン」「絵本の会」 ・「子どもおはなしの会」等行事の実施	図書館

[市民・団体等の事業]

No.	事業名	事業内容	担当課・実施主体
③⑥	—	・学校や各種イベント実施時の読み聞かせボランティア活動の実施	本の虫ネット参加の読み聞かせグループ等
③⑦	—	・大学生・高校生と協働で芦屋市内の観光ルートを開発し、案内ボランティアを育成する。	芦屋観光協会

[コラム]

子どもに読ませたい図書リスト 400 選
ブックワーム芦屋っ子

(4) 文化を通じたまちの魅力の一体的な発信

本市には、北に芦屋ロックガーデンをはじめとする六甲山地がひろがり、南に大阪湾を臨む豊かな自然に恵まれています。一方で、有名なスイーツやパンの店舗が多く、品格あるまちなみをつくっています。

この都市の魅力資源を最大限に生かすために、民間活力によるプロデュースを検討し、斬新で積極的なシティプロモーションに取り組みます。

また、魅力発信を効果的にするために、近隣市や大学等との連携に取り組むとともに、観光、まちづくり、教育分野等の他分野との連携を強化します。

[新たに検討する取組]

- 民間活力によるプロデュースも含めたシティプロモーションの推進
- 魅力発信における近隣市や大学等との連携
- 観光、まちづくり、教育等の他分野との連携

[前計画に引き続き取り組む関連事業]

No.	事業名	事業内容	担当課・実施主体
96	各種媒体を活用した情報発信（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ・従来から発行している広報紙に加え、インターネット中心とした動画配信など様々なでの媒体情報発信 	広報国際交流課
97	積極的な地域情報の発信	<ul style="list-style-type: none"> ・広報紙を活用した季節を感じる写真の掲載等 ・HPの広報カメラアイ、思い出写真館、アーカイブの掲載（歴史等） ・地域で活躍する人材の発信 	広報国際交流課
98	ご当地ナンバープレートの交付	<ul style="list-style-type: none"> ・50cc以下の原動機付自転車につき、2種類のご当地ナンバープレートを交付する。 	課税課
99	美術博物館管理運営事業	<ul style="list-style-type: none"> ・本市ゆかりの芸術家や作家及びその作品、文化財等を調査研究し、本市の魅力として広く発信する。 	美術博物館
100	谷崎潤一郎記念館管理運営事業	<ul style="list-style-type: none"> ・本市ゆかりの芸術家や作家及びその作品、文化財等を調査研究し、本市の魅力として広く発信する。 	谷崎潤一郎記念館
101	富田碎花顕彰事業	<ul style="list-style-type: none"> ・本市ゆかりの芸術家や作家及びその作品、文化財等を調査研究し、本市の魅力として広く発信する。 	生涯学習課
102	文化財保護及び活用事業	<ul style="list-style-type: none"> ・本市ゆかりの芸術家や作家及びその作品、文化財等を調査研究し、本市の魅力として広く発信する。 	生涯学習課

[市民・団体等の事業]

No.	事業名	事業内容	担当課・実施主体
③⑧	—	・観光案内ボランティアにより市・内外からの参加者に芦屋市内の文化・歴史を紹介するツアーを実施	芦屋観光協会
③⑨	—	・SNSにより芦屋市の文化・名跡・史跡等を紹介	芦屋観光協会
④⑩	—	・アプリにより市内の文化施設等、行事等を発信（再掲）	芦屋観光協会

[コラム]

阪神間モダニズム

[計画の評価・指標]

本計画に盛り込まれた個々の施策が、どのような効果を上げているか、指標を測定し、公表します。これらの指標を参考にしつつ、市の附属機関である文化振興審議会等において検証・評価や提案を踏まえ、施策の改善や見直しにつなげていきます。

指標	単位	現状値 (H.27年度)	めざす値 (H.33年度)
① 全てライフステージに文化が行き届く文化政策の推進			
この1年間における文化体験・活動の有無	%	59.5	70.0
芦屋の伝統や文化に係る講演会等の参加者数	人/年	330	390 ^{※3} (380)
社会教育活動を通じて学んだ市民が講師や指導者となった公民館講座及び市民版出前講座の実施回数	回/年	3	18 ^{※3} (16)
文化財の整理作業補助等に関わる「文化財ボランティア」の活動者数	人/年	15	29 ^{※3} (27)
「広報あしや」の市民の満足度	%	58.1 ^{※1}	70.0 ^{※2}
市ホームページの市民の満足度	%	49.5 ^{※1}	60.0 ^{※2}
② 未来を切り拓く子どもへ向けた文化政策の推進			
あしやキッズスクエアでのプログラム実施回数	回/年	—	920 ^{※2}
中学生以下の美術博物館入館者数	人/年	1,260	3,348 ^{※3} (3,000)
③ 芦屋文化を生かした戦略的なまちづくり			
NPOなどの団体と協働して開催した国際理解を深めるための講座の参加人数	人/年	—	50 ^{※2}
地域におけるまちなみなどの景観の美しさに関して「かなり良い」又は「やや良い」と回答した市民の割合	%	84.7 ^{※1}	90.0 ^{※2}
市民が1か月に1冊以上読書する割合	%	55.0 ^{※1}	67.8 ^{※2}
公立図書館における児童（7～15歳）の図書貸出冊数	冊/年	73,150	77,539 ^{※3} (76,808)
「定住意向に対して、「今の場所に住み続けたい」「市内の他の場所で住み続けたい」と回答した割合	%	84.6 ^{※1}	90.0 ^{※2}
「居住地として芦屋市を選んだ理由」に対して、「地域イメージが良い」と回答した割合	%	42.0 ^{※1}	46.0 ^{※2}

※1は平成26年度の実績

※2は基準年度が平成32年度

※3は総合計画の平成32年度の目標値（カッコ書き）に基づき設定